

北富士演習場に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定及び指定の解除に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する北富士演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）が著しいと認める区域（以下「住宅防音区域」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）として平成12年11月22日に指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととした区域について、下記のとおり、住宅防音区域を追加して指定し、及びその指定の一部を解除し、並びに移転補償区域の指定を解除するので公告する。ただし、住宅防音区域の一部及び移転補償区域の指定の解除については、平成26年2月1日から適用する。

記

1 住宅防音区域として追加して指定する区域

次に示す区域のうち吉田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音指定区域として示す部分

山梨県南都留郡山中湖村大字平野字向切詰

2 住宅防音区域の指定を解除する区域

(1) 次に示す区域の全部

山梨県富士吉田市大字上吉田字堰林、字儘下、字雁の穴、字土丸尾、字檜丸尾、字尾笠木、字遊珍、字溝下、字三枚畠、字前ヶ原、字鍛冶屋作、字遊境下、字鈴原下、字尾ビシ、字儘、字細尾野及び富士山北向並びに大字新屋字横道下、字西海戸、字河原樋、字溝下、字東溝下、字丸山、字東

小倉、字東小倉山、字根野、字西小倉山、字北小倉山、字西小倉、字山ノ神河原、字東鍛冶屋作、字中ザス、字雁ノ穴、字西俣下、字東俣下、字内城山、字城山、字六本松、字下鍛冶屋作及び字中鍛冶屋作

山梨県南都留郡忍野村大字忍草字下屋敷、字橋向、字榛ノ木林、字向屋敷、字下割、字並松、字草刈道、字沖並松、字阿原端、字堀端、字梨ヶ原中道、字李ノ木、字膳棚、字立沢、字臼久保、字六本松、字上臼久保、字法印塚、字高木、字鐘山、字奥山尾田、字前山尾田、字土手下、字奥割、字大割、字土手上、字横川、字出口、字丸尾岸、字地粉沢、字古馬場、字平山中尾、字平山山尾田陰、字城ヶ腰、字峯山、字瀬戸山、字下瀬戸山、字宿屋敷、字上屋敷、字腰巻、字高堀、字鶴ヶ池、字湯ノ平、字阿弥陀及び字高芳

山梨県南都留郡山中湖村大字山中字御所、字寺屋敷、字築地鼻、字二本木道下、字藪木、字重郎渕、字南中原、字諏訪堀、字南大道端、字鶴塚、字二本木道上、字土手外、字東姥懐、字西姥懐、字土手内、字外久根、字堂ノ前、字北畠、字杏木道下、字萩塚、字見通道下、字梨ヶ原、字栗木林、字梁尻、字大池、字出口道下、字沖新畑、字新畑及び字大久保並びに大字平野字新井、字関口、字切詰、字下原、字宮ノ脇、字古屋、字池畑、字不動坂、字長池、字柳原、字吉政、字高地坂、字上原、字切戸屋、字入山、字中尾、字江湖、字皆形、字赤芝、字若林、字水ヶ久保、字水ノ元、字和田、字若宮、字座蔵、字中ノ儘、字大池及び字大久保

- (2) 次に示す区域のうち吉田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音指定解除区域として示す部分

山梨県富士吉田市大字上吉田字駕籠坂上

山梨県南都留郡山中湖村大字山中字茶屋の段、字下り山及び字三本柏木並びに大字平野字向切詰

3 移転補償区域の指定を解除する区域

平成12年11月22日に移転補償区域として指定した区域の全部

備考 上記1及び2の区域は、平成24年7月17日現在における行政区画に

よって表示されたものとする。

平成24年7月17日

防衛大臣 森本 敏

縦覧場所：〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田993-3

吉田防衛事務所

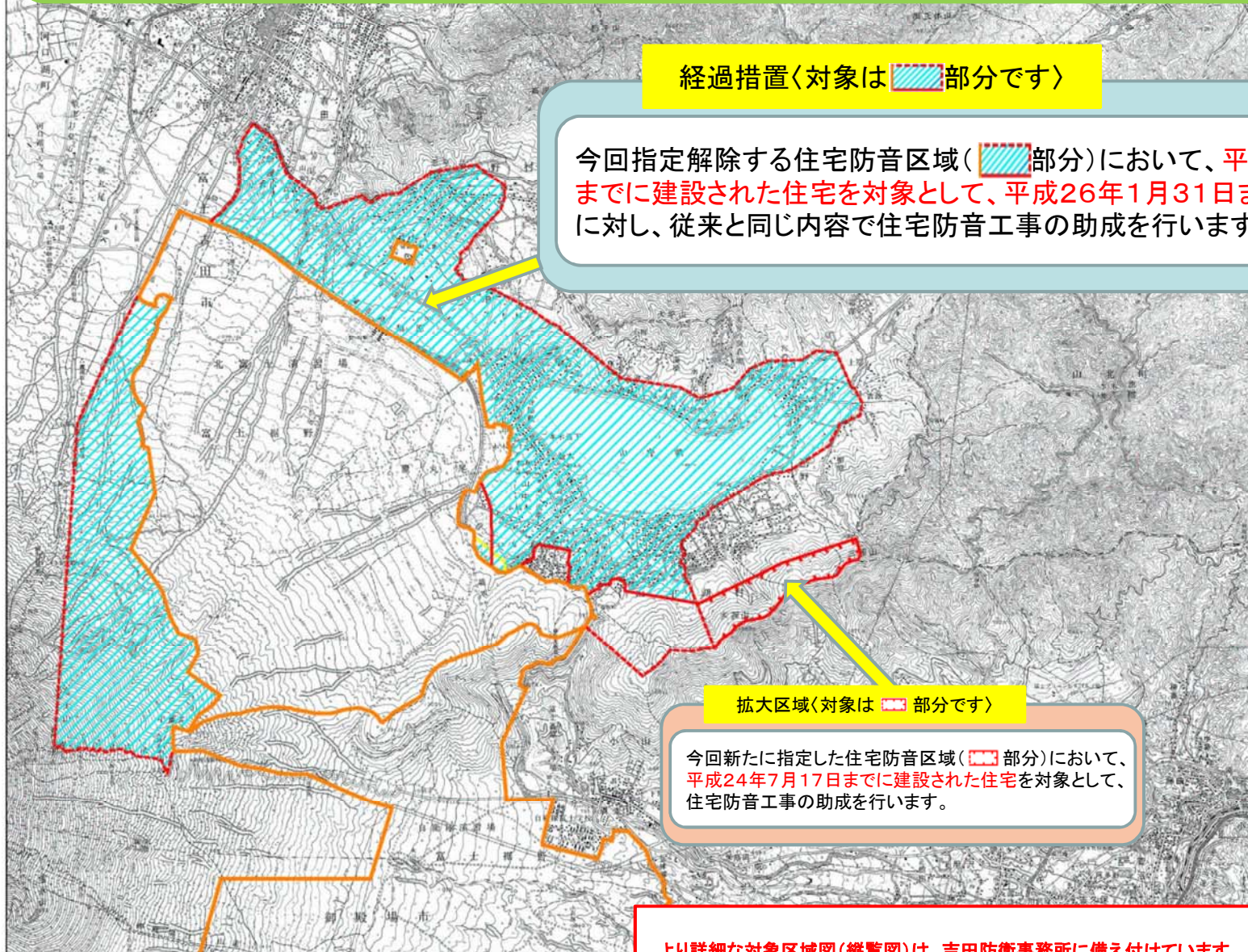
電話 0555(22)4121

本件に関する問合せ先：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57


南関東防衛局企画部防音対策課

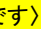
電話 045(211)7396


北富士演習場周辺における住宅防音工事対象区域図



経過措置〈対象は  部分です〉

今回指定解除する住宅防音区域( 部分)において、平成12年11月22日までに建設された住宅を対象として、平成26年1月31日までに希望された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

拡大区域〈対象は  部分です〉

今回新たに指定した住宅防音区域( 部分)において、平成24年7月17日までに建設された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

より詳細な対象区域図(縦覧図)は、吉田防衛事務所に備え付けています。

凡例	
	防衛施設
	住宅防音追加指定区域
	住宅防音指定解除区域
	移転補償指定解除区域
平.24.7.17 防衛省公告	
	住宅防音区域 平.12.11.22 防衛施設庁公告
	移転補償区域 平.12.11.22 防衛施設庁公告